

令和4年度安来市一般廃棄物処理実施計画

【目 的】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3の規定により、安来市一般廃棄物処理実施計画を以下のとおり定める。

【計画期間】

令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。

【計画の区域】

安来市の区域全域とする。

【基本方針】

環境負荷の少ない適正なごみ処理体制の確立を図るとともに、市民、事業者、行政が協力して可能な限りごみのリサイクルを行い、ごみ減量化の推進を図る。

I 基本的事項

1. 家庭系一般廃棄物

家庭生活から排出される廃棄物は、市の委託業者が収集計画により定期的に収集し、中間処理施設もしくは処理委託業者へ搬入し処理を行う。

分別区分は、燃やすごみ、雑紙（その他の紙類）、缶類（飲料用）、金属類、ペットボトル、プラスチック類、ビン類（飲食用）、埋立ごみ、新聞・新聞チラシ、本（書籍）・雑誌・冊子、ダンボール、牛乳パック、衣類、蛍光灯・水銀体温計、板ガラス、粗大ごみの16種分別とする。

2. 事業系一般廃棄物

事業活動に伴って排出される廃棄物は、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

ただし、安来市廃棄物の処理及び清掃に関する施行規則第5条第1項の規定に基づき市長が認めた場合は、1袋または1束104円（税込み）の手数料で、家庭系一般廃棄物と同じ取り扱いで市の委託業者が収集する。

なお、手数料については、消費税率の変更になった場合は、その時点の消費税率とする。

3. その他

災害等、特別な事態で発生した一般廃棄物については、関係機関等と協議し、円滑に処理を行う。

II ごみ収集計画

ごみの排出量の抑制、再資源化の推進を図り、適正に処理を行うため、排出されるごみ（別表 1-1）を以下の分別区分で収集を行う。

1. 定期収集

○出し方

以下のものは、収集日の朝 8 時まで決められた集積場に出す。

出し方の詳細は「安来市ごみ分別の手引き」による。

分別区分	排出方法	収集方法	収集回数	排出個数	大きさ等	
燃やすごみ	燃やすごみ収集指定袋	市委託業者	週 2 回	1 回 5 袋まで (※事業所は 3 袋まで) (※草、葉、生花、剪定枝は 1 袋まで)	1 袋の重さが概ね 10 kg 以内	
雑紙(その他の紙類)	分別収集指定袋に、自治会名、氏名(事業所名)、分別区分を記入		月 2 回	1 回に 5 袋まで (※事業所は 3 袋まで)		
缶類(飲料用)			月 1 回			
金属類			月 1 回			
ペットボトル			月 1 回			
プラスチック類			週 1 回			
ビン類(飲食用)			月 1 回			
埋立ごみ			月 1 回			
新聞・新聞チラシ	紙ひもで束ね、自治会名、氏名(事業所名)を記入		月 1 回	1 回に 5 束まで (※事業所は 3 束まで)		1 束の高さが概ね 20cm 以下 (※ダンボールは概ね縦横 60cm 以内)
本(書籍)・雑誌・冊子			月 1 回			
ダンボール		月 1 回				
牛乳パック		月 1 回				

※収集日については、令和 4 年度安来市ごみ収集カレンダーのとおりとする。

2. リサイクルステーション収集

○出し方

以下のものは、市内25箇所に設置されたリサイクルステーションに出す。出す時間の制限はない。ただし、事業所のごみは出すことができない。

分別区分	排出方法	収集方法	収集回数	排出個数	大きさ等
衣類	中の見える袋	市委託業者	月1〜2回	制限なし (事業所は出せない)	収集指定袋 (大)程度まで
蛍光管・ 水銀体温計 (※電子体温計以外)	本体のまま、専用ボックスに入れる				制限なし
板ガラス	適度な紙箱に入れ、ひもで結ぶ。				概ね縦横50cm以内

3. 粗大ごみ収集

(1) 内容

収集袋に入らないもの、重量が10kgを超えるものを処分するため、1回に3個まで、年2回を上限に事前申込により収集を行う。ただし、事業所のごみは収集しない。

(2) 申込方法

市民生活部環境政策課窓口、電話またはインターネットで事前に行う。申込受付は4月から翌年2月までとし、3月は受付をしない。

(3) 出し方

業者から連絡があった収集日(申込後、概ね2週間以内)に、自宅前へ収集を申込んだ品物を出し、粗大ごみ収集券に必要事項を記入して粗大ごみに貼り付けておく。詳細は「安来市ごみ分別の手引き」による。

4. その他

市内の小中学校を対象に、児童、生徒の環境意識向上を目的とした給食用牛乳パックの収集、衛生的な生活環境の保全を図るため、自治会が実施した下水路(生活排水路)清掃時に発生する土砂等の収集、ボランティア清掃のごみの収集を実施する。

また、引越しなど一時的に発生する廃棄物については、市の処理施設へ搬入することができる。

Ⅲ 適正処理計画

1. 中間処理方法

区 分	処理施設	処理方法
燃やすごみ	安来市清瀬クリーンセンター	積替え
	再資源化処理業者処理施設	焼却
雑紙（その他の紙類）	再資源化処理業者処理施設	選別・圧縮・梱包
缶類（飲料用）	安来市伯太一般廃棄物最終処分場 前処理施設	選別・圧縮
金属類	安来市高尾クリーンセンター	選別・破碎
ペットボトル	再資源化処理業者処理施設	選別・破碎または圧縮
プラスチック類	再資源化処理業者処理施設	選別・破碎または圧縮
ビン類（飲食用）	安来市高尾クリーンセンター	選別
新聞・新聞チラシ	再資源化処理業者処理施設	選別・圧縮・梱包
本（書籍）・雑誌・冊子	再資源化処理業者処理施設	選別・圧縮・梱包
ダンボール	再資源化処理業者処理施設	選別・圧縮・梱包
牛乳パック	再資源化処理業者処理施設	選別・圧縮・梱包
衣類	再資源化処理業者処理施設	選別・圧縮・梱包
蛍光管・水銀体温計	再資源化処理業者処理施設	選別・破碎
板ガラス	再資源化処理業者処理施設	選別・破碎
粗大ごみ	安来市高尾クリーンセンター	選別・破碎

2. 最終処理方法

廃棄物の種類	最終処理施設	処理方法等
埋立ごみ (下水路清掃土砂含む) 破碎残渣、不燃物	安来市伯太一般廃棄物最終処分場	埋立処分

3. 処理施設の概要

(1) 中間処理施設

施設名	所在地	主要設備	処理能力等	用途
安来市清瀬クリーンセンター	安来市清瀬町 10番地1	ドラム回転式貯留機	約1 m ³ /分	可燃ごみ積替え施設
安来市高尾クリーンセンター	安来市清瀬町 497番地3	衝突せん断堅型回転式破碎機、 磁力選別機等	20 t/日 (5時間)	粗大ごみ処理施設
		ビン類選別機	4.9 t/日 (5時間)	
安来市広瀬一般廃棄物最終処分場前処理施設	安来市広瀬町下山佐 1473番地3	選別・圧縮機(油圧式)	4 t/日 (8時間)	
安来市伯太農産廃棄物処理施設	安来市伯太町東母里 1431番地	選別・圧縮機(油圧式)	6.9 t/日 (8時間)	

(2) 最終処理施設

施設名	所在地	埋立容積	年間搬入量
安来市クリーンセンター穂日島	安来市穂日島491番地	53,115 m ³	0 m ³
安来市広瀬一般廃棄物最終処分場	安来市広瀬町下山佐 1473番地3	25,157 m ³	0 m ³
安来市伯太一般廃棄物最終処分場	安来市伯太町東母里 2387番地6	21,032 m ³	400 m ³

IV 排出抑制・再資源化計画

1. 基本方針

- (1) 市は、廃棄物の再資源化及び適正な処理を実施し、住民及び事業者に循環型社会形成に向けた3Rの推進を図るよう、啓発及び支援を行う。
- (2) 住民は、分別方法に従ってごみの排出を行うとともに、リサイクルの推進を図り、廃棄物の減量に努めなければならない。
- (3) 事業者は、排出者自らの責任において、適正に処理することを原則とし、廃棄物の排出抑制を図るとともに、再生利用を促進すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2. 具体的方策

- (1) 分別の徹底に関する普及啓発
効率的なリサイクルを推進するため、「安来市ごみ分別の手引き」、「安来市ごみ収集カレンダー」、「安来市ごみの分け方早見表」により、住民、事業者に分別の徹底を図るほか、出前講座、広報紙「エコで行こ!!やすぎ」等で、ごみの排出抑制・再資源化に関する啓発を行う。
- (2) 環境教育の推進
ごみの排出抑制や再資源化に関する意識の高揚を図るため、ごみ処理施設の見学会等を開催する。
- (3) 分別収集の円滑化の促進
家庭から排出される各自治会の廃棄物集積場の設置整備費に要する経費に対し、補助金を交付することにより、分別収集によるごみの再資源化の促進と収集業務の円滑化と環境美化を図る。
- (4) 包装廃棄物の減量
「安来市地球温暖化対策地域協議会」と連携し、レジ袋の削減の推進を図る。
- (5) 新技術動向の把握及び情報収集
最新のリサイクル技術を調査するとともに、再資源化業者等からリサイクル可能な品物等について積極的な情報収集を行い、更なる資源化に努める。

V 生活排水処理計画

1. 一般廃棄物の区分及び排出量の見込み

一般廃棄物の区分	令和4年度見込み排出量
し尿	4,100 t
浄化槽汚泥（農集汚泥含む）	8,700 t

2. 収集計画

一般家庭、店舗及び事務所、仮設トイレ等の汲取り便所から排出されるし尿、浄化槽汚泥は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者（別表2-（3））により市の処理施設へ搬入する。

3. 適正処理計画

（1）中間処理方法

廃棄物の種類	中間処理施設	処理方法等
し尿 浄化槽汚泥	安来市対仙浄園汚泥再生処理センター	搬入物を高負荷脱窒素処理後、脱水汚泥は焼却施設で助燃剤として活用。

（2）処理施設の概要

施設名	安来市対仙浄園汚泥再生処理センター
所在地	安来市東赤江町871番地
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式
処理能力	36kl/日
汚泥処理	電気浸透式脱水機

4. 市民への普及啓発等

（1）下水道接続の促進

公共下水道・農業集落排水・簡易排水・小規模排水・コミュニティプラントの供用が開始された区域における下水道への接続を促進するため、事業説明会、供用開始説明会を開催して接続依頼を行うとともに、トイレ改修のための「水洗便所改造資金」のあっ旋制度を設け、接続しやすい環境づくりに努める。

（2）浄化槽整備事業

市内全域の水洗化を促進するため、公共下水道など集合処理区域以外

は、公共用水域の水質浄化に効果のある浄化槽の普及を図る。高度処理型（BOD90%以上除去、窒素又はリンの除去能力を有する）の個人設置型浄化槽の設置費の一部を助成、あるいは安来市が浄化槽を設置して維持管理を行い、浄化槽の整備を促す。

(3) 普及啓発

浄化槽の維持管理及び個人設置型及び市設置型浄化槽の設置事業等について、広報誌及び行政告知放送等による普及啓発を行う。

安来市における下水道処理状況

区 分	人口 (人)
行政区域内人口	37,512
水洗化・生活雑排水処理人口	30,519
公共下水道	17,832
農業集落排水	6,267
合併処理浄化槽	6,420
水洗化人口（単独処理浄化槽）	1,760
非水洗化人口	5,233

(令和3年3月31日現在)

別表 1-1

ごみ排出予定量

一般廃棄物の区分	年間処理見込み量	
燃やすごみ	8,600 t	
雑紙（その他の紙類）	70 t	
缶類（飲料用）	アルミ缶	16 t
	スチール缶	3 t
金属類	破碎鉄	80 t
	鉄・非鉄類	55 t
	小型デジタル家電類	8 t
	乾電池類	7 t
	家電類	36 t
粗大ごみ	木製品	167 t
	布団類・廃畳	101 t
	廃タイヤ・チューブ	2 t
	処理困難物	55 t
ペットボトル	38 t	
プラスチック類	426 t	
ビン類（飲食用）	茶色	35 t
	無色	39 t
新聞・新聞チラシ	159 t	
本（書籍）・雑誌・冊子	72 t	
ダンボール	53 t	
牛乳パック	3 t	
衣類	66 t	
蛍光管・水銀体温計	5 t	
板ガラス	1 t	

別表 1-2

許可業者処理施設の処理見込量

一般廃棄物の区分	年間処理見込量
木くず	290 t
草	110 t
枝、葉、根	350 t
プラスチック類	530 t
紙くず	600 t
繊維くず	220 t
金属くず	150 t

別表 2

一般廃棄物処理業（収集・運搬・処分）許可業者一覧（令和4年3月現在）

（1）ごみの収集・運搬業

業者名	許可区域	住所	品目限定
(有)アビットクリーン	安来市全域	安来市飯生町 802 番地 1	—
(株)コウエイサービス	安来市全域	安来市門生町 1065 番地 8	—
(有)トータルクリーン	安来市全域	安来市西赤江町 643 番地	—
(有)宮本商店	安来市全域	安来市安来町 1075 番地 10	—
長谷川清掃	安来市全域	安来市伯太町未明 213	—
(株)濱田産業	安来市全域	安来市伯太町赤屋 1 番地 1	—
(株)コーケン	安来市全域	安来市下坂田町 290 番地 5	木くず、草
三光(株)安来営業所	安来市全域	安来市島田町 980 番地	家電リサイクル法対象品目
アースサポート(株)	伯太町安田中 (有)ファデコ	松江市八幡町 882 番地 2	—
(有)海老田金属	伯太地域	米子市上福原 1329 番地 13	—

（2）処分業

業者名	処分の種類	住所
(株)コーケン	木くず、草	安来市下坂田町 290 番地 5
(株)幸栄通産	廃プラスチック類、木くず、草、 紙くず、繊維くず、金属くず	安来市門生町 1065 番地 7

（3）し尿・浄化槽汚泥の運搬

業者名	許可区域	住所
(有)トータルクリーン	安来地域及び広瀬地域	安来市西赤江町 643 番地
(有)安来清掃社	安来地域及び伯太地域	安来市赤江町 90 番地 6
(有)米子清掃	安来地域	米子市灘町 1 丁目 85 番地

別表 3

し尿浄化槽清掃業許可業者一覧（令和4年3月現在）

業 者 名	許可区域	住 所
(有)トータルクリーン	安来市全域	安来市西赤江町 643 番地
(有)安来清掃社	安来市全域	安来市赤江町 90 番地 6
(有)米子清掃	安来市全域	米子市灘町 1 丁目 85 番地

一般廃棄物処理業許可については、本計画の実施に支障をきたすおそれがある場合を除き、別表 2 及び別表 3 の許可を受けた者以外には、新たな許可はしないものとする。

ただし、廃棄物処理の効果的、広域的な処理・リサイクルを推進する観点から市長が必要と認めた場合はこの限りではない。